

令和2年第3回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 令和2年9月 8日

閉 会 令和2年9月11日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第4日（9月11日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局長 中川 悟 君  
議会事務局次長 坂本 ゆかり 君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

4番 柿崎 裕二 君  
5番 森 弘美 君

---

議事日程（第3号）

- 第 1 議案第48号 令和元年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 2 議案第49号 令和元年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定  
を求めるの件
- 第 3 議案第50号 令和元年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求  
めるの件
- 第 4 議案第51号 令和元年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求  
めるの件
- 第 5 議案第52号 令和元年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求める  
の件
- 第 6 議案第53号 令和元年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求  
めるの件
- 第 7 議案第54号 令和元年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を  
求めるの件
- 第 8 議案第55号 令和2年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）案
- 第 9 議案第56号 令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2  
号）案
- 第10 議案第57号 令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
案
- 第11 議案第58号 令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
案
- 第12 議案第59号 令和2年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第13 議案第60号 令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

## 案

第14 議案第61号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第15 発議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化  
に対し地方税財源の確保を求める意見書案

第16 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時41分 開議

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 議案第48号 令和元年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求め  
るの件

日程第2 議案第49号 令和元年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳  
出決算認定を求めるの件

日程第3 議案第50号 令和元年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決  
算認定を求めるの件

日程第4 議案第51号 令和元年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決  
算認定を求めるの件

日程第5 議案第52号 令和元年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認  
定を求めるの件

日程第6 議案第53号 令和元年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決  
算認定を求めるの件

日程第7 議案第54号 令和元年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出  
決算認定を求めるの件

○議長（木村 修君） 日程第1、議案第48号令和元年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認  
定を求めるの件から、日程第7、議案第54号令和元年度蓬田村後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出決算認定を求めるの件までの7案を一括議題といたします。

この7案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会に付託して審査され  
ましたので、その結果について委員長より報告を求めます。

○決算特別委員会委員長（柿崎裕二君） 決算特別委員長報告。

決算特別委員会の審査の結果について報告します。

去る9月8日、令和2年第3回定例会の初日に付託された議案第48号から議案第54号までの令和元年度各会計決算7案について、9月8日・9日の2日間にわたり審査したところ、採決の結果、令和元年度蓬田村一般会計歳入歳出決算外6案は多数をもって認定すべきものと決しましたことを報告いたします。

○議長（木村 修君） これより議案に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第48号令和元年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7人）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第49号令和元年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第50号令和元年度蓬田村国民健康保特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長

報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

- 議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第51号令和元年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

- 議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第52号令和元年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

- 議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第53号令和元年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

- 議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第54号令和元年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

日程第8 議案第55号 令和2年度蓬田村一般会計補正予算(第7号)案

- 議長(木村 修君) 日程第8、議案第55号令和2年度蓬田村一般会計補正予算(第7号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第55号、令和2年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）案は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,463万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億97万7,000円とするものであります。

それでは、総務課の主なものに関してご説明申し上げます。9ページ、お開きください。

歳入です。

下段、14款2項5目総務費国庫補助金4節社会保障・税番号制度システム整備費補助金710万6,000円を計上してございます。それから、その下、8節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億70万円を計上してございます。これは1次と2次を含めて、既定の予算化しているものを差し引いた残りの分が、今回計上してございます。

10ページをお開きください。

15款2項1目総務費県補助金1節総務費補助金、青森県新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金として175万円を計上してございます。

それから、3段目、16款2項1目土地売払収入1節の宅地造成地売払収入として642万3,000円を計上してございます。これは最後の1か所が売れた分でございます。

その下、18款2項1目財政調整基金繰入金は4,079万2,000円の減額でございます。

次のページ、11ページをお開きください。

2段目、20款4項2目雑入ですけれども、東津軽郡町村会地域活性化支援事業助成金50万円を計上してございます。これは東津軽郡の町村長が所属しております町村会の部分で、各町村に地域活性化の支援をするための予算を50万円持っておりまして、それを4町村で1年交代で受けるものでございます。

それから、その下、21款1項1目臨時財政対策債から5目の教育債までは、歳出予算に対応する財源として事業債を計上してございます。

それでは、歳出です。12ページをお開きください。

2款1項4目財産管理費の12節委託料、社会保障・税番号制度システム整備業務委託料として710万6,000円を計上してございます。これは総務省からの歳入を財源といたしまして、マイナンバーカード等の管理をしております地方公共団体情報システム機構のほうに委託をかける分の予算でございます。

それから、その下、14節工事請負費、庁舎外壁補修工事費として49万7,000円を計上してございます。これは、出納室の部分の増築した部分で今年の春にシロアリが発生して、外壁を剥がした形のシロアリ駆除をするため、今回計上してございます。

それから、15目新型コロナウイルス感染症対策費といたしまして1,877万円を計上してございます。内容については、大きなものは12節の委託料、広報紙デジタル化業務委託料290万4,000円、これは今まで紙媒体で発行されております村の広報の部分で、古いものがだんだん傷んできたため、それをデジタル化をしてホームページ等で提供するため、委託するものでございます。

それから、その下の弘前大学学生食堂支援事業委託料177万円、これは弘前大学と連携協定を結んでおります13市町村でしたか、あるわけですがけれども、その町村から学生が大変だということで、学生への支援を何かできないかという事業の申入れがありまして、食べるもの、食に関しての事業を支援するものでございます。これに関しては、大きく2点ありまして、食材そのものを提供する部分と、生徒に直接手渡しする部分と、それから学食で提供できるもので協力するというので、その部分がコロナ対策の部分で177万円を計上してございます。

それから、その下の17節備品購入費1,409万6,000円でございますが、リフトバスはまなす号を購入するというので、コロナ対策の関係上、仮に避難等、移動する場合、今の車両1台では足りない部分と、それから今の車両自体も大分老朽化しておりますので、これをもちましてリフトバスを購入をして、運送の充実を図るため計上するものでございます。

それから、15ページをお開きください。

一番下です。9款1項1目非常備消防費で17節備品購入費63万4,000円、消防用ホース購入費を計上してございます。これは財源を東津軽郡の町村会の地域活性化の支援事業の分で購入を考えておるものでございます。

その下、4目新型コロナウイルス感染症対策費の17節備品購入費、避難所感染予防対策事業備品購入費1,743万9,000円、これに関しては、先日の一般質問でもありましたけれども、避難所に対してのコロナの関係を考慮したものの資機材を購入するものでございます。内容については、テント、それからシュラフ、簡易トイレ、それから食材、それと非常電源が落ちたときの対応としての照明つき発電機をおのおの購入するものでございます。

総務課関係は以上でございます。

○議長（木村 修君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） それでは、健康福祉課関係の主な項目について説明させていただきます。13ページをお開きください。

中段、3款1項8目新型コロナウイルス感染症対策費486万7,000円を計上しております。10節需用費、11節役務費、18節負担金補助及び交付金、19節扶助費については、65歳以上の高齢者世帯の生活支援として、灯油50リッター分の助成券を交付するための予算となります。ただし、灯油の使用ができない村営住宅よもつと団地入居高齢者世帯へは、よもぎた高齢者応援商品券5,000円分を交付するものです。また、社会福祉施設入所者については対象外となります。17節備品購入費ですが、新型コロナウイルス感染症予防対策の充実を図るため、蓬田保育園へ電解次亜水生成装置を導入するための予算となります。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 建設課関係の主な項目について説明いたします。

歳入について説明をいたします。9ページをお開きください。

中段、12款1項4目1節農業費負担金、農地災害復旧費受益者負担金10万3,000円、これは瀬辺地地区排水路崩壊補修工事と広瀬地区排水路改修工事の受益者負担金を計上しております。

歳出について説明いたします。14ページをお開きください。

中段、6款1項5目14節工事請負費、応急工事費74万8,000円、これは広瀬八幡神社からJRの線路までの間にある田んぼの排水路が崩れたため、排水溝10メートルを敷設する工事費を計上しております。

下段、8款2項1目12節委託料、阿弥陀川地区水路冠水調査業務委託料49万5,000円、これは阿弥陀川地区にあるファミリーマートの東側にある蓬田農免から東側にある農道F3-2号線へ流れる水路が、6月26日からの大雨により転作田が冠水したため、原因を調査する委託料を計上しております。

15ページをお開きください。

上段、8款2項1目14節工事請負費453万2,000円を計上しております。村道維持管理工事費50万円については、当初予算の残額が少なくなったため計上しております。村道



3-1-1号線道路改良工事費194万7,000円については、小学校方面から大倉岳へ向かう村道3-1-1号線と村道4-3-15号線の境の十字路に取水ますと自由勾配側溝10メートルを敷設して、木材運搬トラックが曲がるための鉄板の枚数を少なくするための工事を計上しております。阿弥陀川地区道路舗装工事費59万4,000円については、コメリ北側の除雪の堆積場所につながる未舗装道路7メートルを舗装し、雪を堆積するとき水路に碎石が落ちないようにするための工事費を計上しております。阿弥陀川地区排水路改修工事費115万円については、村道3-1-1号線の国道280号線からJR昭和町通踏切を越えてすぐ北側にある道路、道路の突き当たりを左に曲がってすぐのところの北側に排水路があります。ここは家庭用排水路が流れていて、現状、個人が工事で出た廃棄する側溝を集め自分で敷設したため、凸凹に設置されています。そのため、排水がたまったままのところがあるため、敷設の側溝を撤去して新たに排水溝37メートルを敷設する工事費を計上しております。阿弥陀川地区標識設置工事費34万1,000円については、小学校方面から大倉岳へ向かう村道3-1-1号線に、大型車両が30キロ以下で走行をお願いする看板を設置する工事費を計上しております。

下段、8款3項1目14節工事請負費226万1,000円を計上しております。関根股沢川法面保護工事費97万4,000円については、関根股沢川上流にある関根股沢橋の下流ののり面が長年の雨で崩れているため、大型土のうを16列2段、32袋を積んでのり面を保護する工事費を計上しております。長科川法面保護工事費128万7,000円については、長科地区の通称横流地区付近の長科川ののり面が長年の雨で崩れているため、大型土のう13列3段、39袋を積んでのり面を保護する工事費を計上しております。

説明は以上になります。

○議長（木村 修君） 次に、教育課長。

○教育課長（木村伸一君） それでは、教育課関係の主なものについて説明をいたします。16ページをお開き願います。

上段、10款1項3目新型コロナウイルス感染症対策費の12節委託料74万4,000円、これはコロナ対策としてふるさと総合センター多目的ホールの空調機の機能強化工事の設計監理委託料に39万6,000円、また会議室・事務室に空調機を新設する設計監理委託料として34万8,000円を計上してございます。その下、14工事請負費2,480万円、多目的ホールの空調強化工事として1,650万円、会議室等空調新設工事として830万円を計上してございます。その下、17節備品購入費35万2,000円、これはコロナ対策としてふるさと

総合センターへ消毒等を使う電解次亜水生成装置を設置するため、購入するため計上してございます。

その下、10款2項小学校費1目10節需用費の修繕料として20万円計上してございます。これは現在、予算の残額が少なく、今後に対応するため、小破修繕分として計上してございます。

17ページをお開き願います。

中段になります。10款5項3目ふるさと総合センター費10節の需用費、修繕料29万5,000円、これはふるさと総合センター機械室の循環ポンプが老朽化により修繕が必要なたため計上するものでございます。

その下、10款6項保健体育費3目トレーニングセンター管理費14工事請負費26万4,000円、これは自治会からの要望がございまして、屋外からでも子供たちに時間が分かるようにトレーニングセンター玄関前に時計を設置してほしいとの要望があり、設置するため計上してございます。設置場所として、入り口の正面に階段の上のほうにトレセンの文字が表記されているところがあるのですが、その隣に設置を考えてございます。大体高さで2.5メートルぐらいの場所になると思います。トレセンの分電盤より電源を取り、電波時計を設置する予定でございます。大きさは円形で直径70センチのものでございます。

その下、10款6項5目新型コロナウイルス感染症17備品購入費として35万2,000円、これは給食センターに食品等の消毒に使用する次亜水生成装置を設置するため計上してございます。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。4番柿崎議員。

○4番（柿崎裕二君） 13ページ、お願いします。

下段の3款17節備品購入費になります。電解次亜水生成装置購入費が計上されています。このコロナ禍において、いろいろな政策を取って、いろいろなものを買ってきています。また、コロナが非常に蔓延している中では、消毒薬を手に入れることが非常に困難であったと。そうしたことも考えて、この消毒薬を生成できる機械というのは画期的なものだと思います。それで、こういうものが村内至るところに関係箇所があれば、消毒薬を購入する際にも困難が生じないと思うわけであります。ですから、これを村民に広く知っていただくためにも、もう少しこの生成器を何機買ってどこどこに設置してい

くのか、またそれを増やしていくのか、もう少し詳しく説明いただけますか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） ただいまの議員の質問に対してですけれども、健康福祉課として、まず蓬田保育園のほうにこういう装置を導入して感染予防に努めていただくと。それで、同じ装置になるのですけれども、教育委員会のほうでもふるさと総合センター、給食センターのほうに導入するというので予算計上もしてございます。

議員おっしゃるとおり、ほかの施設、住民に対しても幅広くということですが、その辺も村として実際導入したものがどういう効果がとか、いろんな検証をした中で、また全体として協議のほうを進めていきたい、検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑はありませんか。1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 12ページをお願いします。

総務費の4目の財産管理費12番の委託料ですけれども、これは昨日の一般質問でもマイナンバーカードの話はございましたけれども、これは国庫支出金で国からの金だというものの、このまず大きな狙いは何なのか。それから、マイナンバーカードが非常に普及率が悪いということがあって、それを普及していこうということもまだあるのか。また、これから例えば預貯金と連動させて国では管理していきたいというような思惑もあるようですけれども、そのようなことは行政のほうには何か連絡なり、そういうものがあるのでしょうか。お願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

このマイナンバーカードのシステム側の管理をしているところですが、元で言うと、公的個人認証サービスというものが昔ありまして、それが発展されたのがマイナンバーカード制度という形に今なっております。それが地方公共団体情報システム機構という法人がありまして、そこで一括で管理をしていると。国も各県も市町村も、そこへ委託をしている形になってございます。

その地方公共団体情報システム、J-LISとかというらしいのですけれども、そのところで情報を一元統括しておりまして、そのシステムの改修なりになると、国から補助金・交付金が出て、それを市町村が負担金としてその団体に払うという形に

なっている予算でございます。

それから、そのマイナンバーカード自体を普及させるのかということですが、普及させてくださいという形で総務省からはたびたびお知らせが来ております。それで、来年の4月以降になりますけれども、例えば保険証、個人の保険証ですね、医療機関で使う保険証のところのひもづけとか、あと各市町村で持っている、例えば印鑑証明のほうとか、それから会館の使用の関係とかにも使えるようにはなっておりますので、利用する間口はいろいろあるかと思われましても、今のところはそういうところの、大きくはその、今で言うとマイナポイントから入ってくださいとか、あとその保険証の代わりになりますからどうぞマイナンバーカードを、交付を受けてくださいとかという形にはなっていると思います。これからは、その保険証とひもづけとなると、やはり一番身近なものになりますので、適宜、宣伝なり広報なりをしていかなければならないのかなと今のところは考えております。

それと、そのひもづけの話ですけれども、個人の金融資産とひもづけするのがどうこうという話も毎回のように取り沙汰されてはおりますけれども、特別その部分に関して、確実にやるんですよとかという話は私どものほうには来ておりません。

以上です。

○議長（木村 修君） 1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 分かりました。便利になる、使いやすくなるということの裏返しで、個人情報が出てしまうという、反面心配もあるわけですので、そこら辺は十分、行政としてもチェックしながらお願いしたいなと思います。

それから、次、15ページの土木費でございますけれども、その14節の長科川ののり面の工事費で、さっき概要はお聞きしました。ただ、こういうことは必要であるのかなのか分かりませんが、今までも例えば、その箇所で行われるよというようなことがあって、あるのだけれども、いつからやりますよ、終わりましたよというようなことが自治会のほうで全く分からないということがあられるわけです。ですので、可能なものであれば、そういう連絡をお願いできないものかなというお願いですけれども、いかがですか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 今議員がおっしゃられた自治会長のほうには、今回いつからやりますということで、準備、終わりましたらお知らせしたいと思います。

○議長（木村 修君） ほかに質問ありませんか。7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 最初に、13ページ、一番下段の蓬田村福祉灯油購入費助成についてお聞きします。65歳以上に50リットルあげるという話の中で、よもっと団地の方には商品券5,000円あげるという説明がありましたけれども、これは当初の説明から追加された案件でしょうか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） 以前、コロナ対策として議員の皆様にお知らせした計画から追加された部分です。

以上です。

○議長（木村 修君） 7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 12ページの下段のほうのリフトバスについてお聞きしますが、総務課長は、1台追加するという説明がありましたけれども、当面は2台で運行するということになるわけですか。運転手の件はどのようになるのか、ご説明をお願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 先ほど追加するという形で説明いたしましたけれども、今実際持っているリフトバスの車検が来年の3月までしかございません。ので、これを購入した暁には、3月まで使えれば使って、それを廃車にするという形にはなろうかと思われれます。それと、あとは1回に2台を動かすということではないので、どうしてもその老朽化しているほうはあまり使わないようにして、新しいものが来れば、新しいほうを運用するという事で考えております。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 16ページをお願いします。

10款14工事請負費の中に、ふるさと総合センター多目的ホール空調機能強化事業費が載せられています。この多目的ホールは空調が今までもなされていて、かなり強力なものだと思いますが、この強化の内容をもう少し詳しく説明いただけますか。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） このふるさと総合センターも大分建設されてから年数がたっていて、この空調機のほうも大分耐用年数がたっているということもございました。

それをまず、このチラシですね、これをそのまままず新設して、さらにパワーアップしたものに置き換えるというものでございます。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに。3番久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 9ページ、お願いいたします。

14款4節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金、これはマイカードのことだと思っておりますが、普及率が悪いという中で、行政職員の何割の方がもうお持ちなのか。分かっているらっしゃったらお答え願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

ちょっと申し訳ありませんが、その部分の統計は取ってはいません。あと、職員も青森市内とか村外から来ている方もございますので、いずれ何かの機会があればちょっと確認してみたいなと思っていました。

以上です。

○議長（木村 修君） 3番久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） これは国が推奨しているわけですから、まずは行政で働く職員が自らをもって持つべきものと考えます。そのことに対してはどのような、総務課長はご見解を示しますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 確かに総務省等から率先的にマイナンバーカードの交付を受けてくださいということは文書のほうで流れてきておりますので、職員のほうにはその文書を含めて、できるだけ取得するよということ、これから話をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村 修君） 3番久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 13ページ、お聞きください。

3款の19節扶助費421万2,000円、蓬田村福祉灯油購入費助成金、これは65歳以上の方ということで、所得には制限がございませんという説明をいただいております。その中で、個人的なもので恐縮ですけれども、村長及び副村長も入るわけですから、決して弱い立場の方ではないので、自主返納する気持ちはないのか、すみませんけれども、

村長と副村長に答弁を願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） もちろん皆さん平等に頂くということになれば、所得に制限がなく頂くということになるかと思います。ただ、私はやはり心情的な問題を言えば、所得制限なしということにもかかわらず、私はものを与える側でございますので、何というのですか、自分が自分にもものを与えるという感覚を私は持っておりますので、できれば使わないで自分で負担したいなど、こう思っております。要するに私は灯油券は使わないでしょうというふうに考えます。

以上です。

○議長（木村 修君） 副村長。

○副村長（工藤洋一君） 私も村長と同じでございます。

○議長（木村 修君） 3番久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） では、使わないということなのであれば、頂かないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 多分まだその辺については私も決めておりませんが、やはり一旦は受ける、これは制度上の問題ですので受けます。それを例えば役場に預かってもらって、それを期限が来るまで構わないでおけば、それが失効するという方法になるかと、私はそう考えています。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されまし

た。

---

日程第9 議案第56号 令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案

○議長（木村 修君） 日程第9、議案第56号令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 議案第56号、令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度蓬田村の学校給食センター特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,696万4,000円とするものです。

5ページをお開き願います。

3款1項1目繰越金、これは前年度の繰越金を3,000円計上してございます。

次のページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費10需用費の消耗品費3,000円を計上してございます。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。



日程第10 議案第57号 令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算  
(第3号)案

○議長(木村 修君) 日程第10、議案第57号令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(佐藤一仁君) 議案第57号、令和2年度蓬田村の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,401万5,000円とするものでございます。

5ページをお願いします。歳入になります。

6款2項1目1節財政調整基金繰入金51万9,000円を計上しております。

続きまして、7款1項1目1節繰越金46万6,000円を減額しております。前年度の繰越金で当初予算では100万円を計上しております。繰越金が53万4,084円となり、計で46万5,916円となりますので、46万6,000円の減額をしております。

続きまして、8款3項7目1節諸収入、雑入112万3,000円を計上しております。診療報酬の差額分が112万4,329円から当初予算で1,000円を取っていますので、それを差し引きまして112万3,329円となります。これは令和元年度分で、令和2年2月診療報酬分が国保連に多く支払いをしていたため、今回国保連より通知され、国保連より普通交付金返還金として村国保会計に入るといことです。

続きまして、6ページをお願いします。

7款1項5目22節保険給付費等交付金償還金117万6,000円を計上しております。令和元年返還金が117万6,253円、そして当初予算が1,000円取っております。その差引きで117万5,253円となっておりますので。これは県へ返還、過年度分として県に返還するものでございます。

以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第58号 令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算  
（第2号）案

○議長（木村 修君） 日程第11、議案第58号令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 議案第58号、令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案。

令和2年度蓬田村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,148万7,000円とするものであります。

5ページをお開きください。歳入になります。

2款1項1目1節一般会計繰入金は、前年度繰越金の確定に伴い、90万4,000円の減額を行ったものです。

3款1項1目1節繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い、94万1,000円の増額を行ったものです。

6ページをお開きください。歳出になります。

1款1項1目10節需用費、消耗品1,000円を計上しております。

説明は以上になります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第59号 令和2年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第2号)案

○議長(木村 修君) 日程第12、議案第59号令和2年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第2号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(佐藤一仁君) 議案第59号、令和2年蓬田村の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,069万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億87万8,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。歳入になります。

6款2項1目1節介護給付費準備基金繰入金1,063万4,000円を増額しております。

続きまして、7款1項繰越金5万6,000円を増額しております。

6ページをお願いします。歳出です。

5款1項2目22節償還金利子及び割引料1,069万円については、過年度分の返還金で介護給付費の国庫負担金分・県負担金分・支払基金交付金と地域支援事業の国庫・県負担・支払基金分の事業確定に伴い、予算を講じたものでございます。

説明は以上となります。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第60号 令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第1号）案

○議長（木村 修君） 日程第13、議案第60号令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第60号、令和2年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,066万1,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。歳入になります。

4款1項繰越金6万9,000円を増額しております。

次のページ、6ページですが、3款1項1目22節保険料還付金6万9,000円を計上しております。これは過年度分の事業の確定により予算を講じたものです。財源は一般財源となっております。保険料の還付金は13件となっております。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第61号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求める  
ことについて

○議長(木村 修君) 日程第14、議案第61号蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。村長。

○村長(久慈修一君) 議案第61号蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

蓬田村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

記

東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越17番地、武井昭夫さん、昭和23年12月3日生まれでございます。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員会委員の任命について同意を得るために提案するものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(木村 修君) ただいまの出席議員は7名です。

投票に先立ち、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番吉田 勉君及び7番坂本 豊君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(木村 修君) 念のため申し上げます。本案を可とする諸君は「賛成」、否とする諸君は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により否とみなすことになっています。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(木村 修君) 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

それでは、職員の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長(中川 悟君) 点呼いたします。

1 番小鹿重一議員。(はい。)

2 番川崎憲二議員。(はい。)

3 番久慈省悟議員。(はい。)

4 番柿崎裕二議員。(はい。)

5 番森 弘美議員。(はい。)

6 番吉田 勉議員。(はい。)

7 番坂本 豊議員。(はい。)

○議長(木村 修君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。6番吉田 勉君及び7番坂本 豊君の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(木村 修君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数7票。うち賛成7票。

以上のとおり、賛成が全員です。よって、議案第61号は原案に同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

---

日程第15 発議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政  
の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意  
見書案

○議長(木村 修君) 日程第15、発議案第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う  
地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案を議題といたします。

提出者の柿崎裕二君より説明を求めます。

○4番(柿崎裕二君) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に  
対し地方税財源の確保を求める意見書案。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、  
国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けが  
たくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、  
雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染対策にも迫られ、今後  
の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国において、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を  
確実に実現されるよう、強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・  
充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努  
めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮でき  
るよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の税収

補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年9月11日。

○議長（木村 修君） 質疑を省略し、これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、終わります。

これより発議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

---

午前10時56分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

お諮りします。ただいま村長から議案第62号動産の買入れ契約の締結についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号を日程に追加し、



追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

追加日程第1 議案第62号 動産の買入れの契約の締結について

○議長（木村 修君） 追加日程第1、議案第62号動産の買入れ契約の締結についてを議題といたします。

これより内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第62号動産の買入れの契約の締結について。

次のとおり動産を買入れすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の追認議決を求めるものであります。

1、買入れ物件、除雪ドーザ11トン級1台。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、1,327万7,000円。

4、契約の相手方、青森県青森市大字野木字野尻37番地31、日本キャタピラー合同会社青森営業所、所長阿部徹弥。

提案理由といたしましては、除雪業務の用に供する除雪ドーザを買入れするため提案するものであります。

以上です。

議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○議長（木村 修君） 日程第16、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

閉会するに当たり、村長より挨拶をお願いいたします。

○村長（久慈修一君） 令和2年第3回蓬田村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会では、提案いたしました18件の議案につきまして可決ないしは承認を賜りましたこと、まずは感謝を申し上げさせていただきます。

特に令和元年度一般会計決算をはじめとする8件の各特別会計を含めた決算につきましては、限られた時間の中で真摯にご審議をいただきましたこと、ありがたく感謝申し上げます。この中でご指摘をいただきました各事項につきましては、今後改善してまいるように努力してまいります。

また、令和2年度の補正予算関係でございますが、新型コロナウイルス対策関連予算ということでございまして、村民の皆様の生活支援あるいは感染予防のために早期に実施してまいりたいと存じます。

人事案件につきましても、全会一致でご決議をいただきまして、本当にありがとうございます。

ただ、一般質問の中でご指摘がありましたように、災害の関係でございますけれども、想定外の規模の災害が全国的に発生しております。新型コロナウイルスによる健康被害というものも考えれば、複合災害ということも可能性がございますので、できるだけ早急に対応してまいりたいと思っております。

村の状況についてでございますが、現在のところ、本村では災害に遭うこともなく、また村内での新型コロナウイルスの流行ということも今のところはなく経過してございます。しかし、いつやってくるかということを考えれば油断できない状況であると、こう思っております。引き続き、村民の生命と財産を守るために努力していかねばな

らないと思っております。

結びとなりますけれども、現在のところ、農作物の生育状況は平年並みではないかと思っております。これから台風シーズンということでございますので、できれば大きな災害もなく、農家の皆さんが笑顔で出来秋を迎えられるよう祈念するところであります。

議員各位におかれましても、健康に十分注意されましてご活躍くださるようお願いを申し上げて、挨拶とさせていただきます。今回はありがとうございました。

○議長（木村 修君） これをもちまして、令和2年第3回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時03分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2年11月 6日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 柿 崎 裕 二

会議録署名議員 森 弘 美